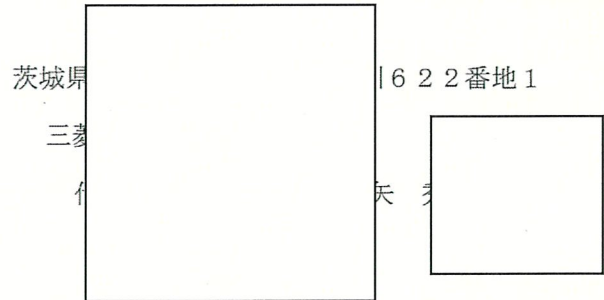


三原燃 第22-0141号  
令和4年7月12日

原子力規制委員会 殿



核燃料物質の加工施設の変更に関する設計  
及び工事の計画の軽微な変更の届出

令和3年6月1日付け原規規発第2106016号をもって加工施設の変更に関する設計及び工事の計画の認可を受けた申請書(令和3年8月17日付け三原燃第21-0332号、令和3年10月19日付け三原燃第21-0471号、令和3年12月6日付け三原燃第21-0569号、令和4年5月24日付け三原燃第22-0055号にて軽微な変更届出)について、別紙のとおり軽微な変更をしたので、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第五項の規定に基づき届け出ます。

## 別 紙

### 1. 名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 三菱原子燃料株式会社  
住所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川622番地1  
代表者の氏名 代表取締役社長 大和矢 秀成

### 2. 変更に係る加工施設の概要

化学処理施設の建物・構築物及び設備・機器  
成形施設の建物・構築物及び設備・機器  
被覆施設の設備・機器  
組立施設の建物・構築物及び設備・機器  
核燃料物質の貯蔵施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射性廃棄物の廃棄施設の建物・構築物及び設備・機器  
放射線管理施設の設備・機器  
その他の加工施設の建物・構築物及び設備・機器

### 3. 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第十六条の二第一項の

認可年月日及び認可番号

認可年月日 令和3年6月1日

認可番号 原規規発第2106016号

### 4. 変更の内容

- (1) 仕様表の記載の変更、その他関連箇所の変更について、添付1に示すとおりとする。
- (2) 機器図等図面の変更について、添付2に示すとおりとする。

### 5. 変更の理由

- (1) 本変更の理由は、仕様表の記載、その他関連箇所の記載を適正化及び明確化するためである。
- (2) 本変更の理由は、機器図等図面を適正化するためである。

なお、上記(1)～(2)は、適合性評価における影響がなく、核燃料物質の加工の事業に関する規則第三条の二第二項に規定される加工施設の保全上支障のない変更  
に該当する。

# 添付 1

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表イ設-7 洗浄残渣沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [259] ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 [260] ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室
機器名		ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 (1) 洗浄残渣沈殿槽(1) (2) 洗浄残渣沈殿槽(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値(質量制限)を適用する範囲を明確化する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 臨界管理強化のため、核的制限値(質量制限)を適用する範囲を明確化する。 ※1: [260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロックを新設する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-7
	寸法(単位:mm)	(1) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span> (2) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>
	その他の構成機器	ウラン配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>
取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>6</sub> スラリ、SDUスラリ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{249}・{254}・{259}・{262}・{263}・{599} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (洗浄残渣沈殿槽(1)(2)) 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下(シリンダ洗浄棟洗浄室、沈殿槽室全体で質量制限) (洗浄残渣沈殿槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.5L 以下 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図臨配-4、図イ設-7参照)。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。[260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

表イ設-7 洗浄残渣沈殿槽 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [259] ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 [260] ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロック
設置場所		(1) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室 (2) 付属建物 シリンダ洗浄棟 沈殿槽室
機器名		ウラン回収設備(第4系列) 洗浄残渣沈殿槽 (1) 洗浄残渣沈殿槽(1) (2) 洗浄残渣沈殿槽(2)
変更内容		(1) 改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値(質量制限)を適用する範囲を明確化する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 臨界管理強化のため、核的制限値(質量制限)を適用する範囲を明確化する。 ※1: [260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロックを新設する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表イ設-7
	寸法(単位:mm)	(1) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span> (2) <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>
	その他の構成機器	ウラン配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積: <span style="border: 1px solid black; display: inline-block; width: 50px; height: 15px;"></span>
取扱う核燃料物質の状態		UF <sub>6</sub> スラリ、SDUスラリ
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	{249}・{254}・{259}・{262}・{263}・{599} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (洗浄残渣沈殿槽(1)(2)) 濃縮度 5%以下 質量制限 17.5kgU 以下(シリンダ洗浄棟洗浄室、沈殿槽室全体で質量制限) (洗浄残渣沈殿槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.5L 以下 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について臨界計算コードにより安全であることが確認された範囲に制限する(臨界評価上の設計仕様については、図臨配-4、図イ設-7参照)。 [4.2-設6] シリンダ洗浄棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の床スラブに設置する。[260] 洗浄残渣沈殿槽液位高インターロックは耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-11 (5次) UO<sub>2</sub>バックアップフィルタ 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[8.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {108}UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ <sup>※1</sup> 第1類 支持脚部材: <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(180mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-12【三原燃 第20-0273号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

追表イ設-11 (5次) UO<sub>2</sub>バックアップフィルタ 仕様表 (2/2)

地震による損傷の防止	[8.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {108}UO <sub>2</sub> バックアップフィルタ <sup>※1</sup> 第1類 支持脚部材: <input type="text"/> 支持脚アンカーボルト: <input type="text"/> ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	-
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設 1] 機器本体部(フードボックスを除く)は開口部のない構造とする。 [10.1-設 23] ウラン捕集用フィルタ(高性能エアフィルタ)を設置する。
火災等による損傷の防止	[11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位(180mm)より高くする。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内(フードボックス、容器を含む)で取り扱う。
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力(1G程度)に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が1.0Gで弾性範囲となる設計とする。 [99-設 3] F3竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3竜巻に耐えるようボルトで固定する。
添付図	図イ配-1、図イ系-2、図イ設-12【三原燃 第20-0273号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第28条~第39条は該当しない。  
凡例 { } 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設 1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
[99-設 1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第2008051号、及び原規規発第2102254号で認可済み。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後		変更理由																																																																													
追表イ設-15(6次) 遠心分離機(固液分離用) 仕様表 (1/2)		追表イ設-15(6次) 遠心分離機(固液分離用) 仕様表 (1/2)		仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。																																																																													
<table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td>固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>デカンタ型遠心沈降式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-15【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>ADU スラリー、ADU ケーキ、UO<sub>2</sub>(NO<sub>3</sub>)<sub>2</sub>溶液</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)		設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室		機器名	固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)		変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。		員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式	主要な構造材	別表イ設-15【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)	その他の性能	—	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。					<table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td>(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室</td> <td></td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td>固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td>(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>デカンタ型遠心沈降式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表イ設-15【三原燃第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>ADU スラリー、ADU ケーキ、UO<sub>2</sub>(NO<sub>3</sub>)<sub>2</sub>溶液</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称	[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)		設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室		機器名	固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)		変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。		員数	2基 (1) 1基 (2) 1基		一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式	主要な構造材	別表イ設-15【三原燃第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)	その他の性能	—	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。			
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																															
設備・機器名称	[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)																																																																																
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室																																																																																
機器名	固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)																																																																																
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。																																																																																
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																																
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式																																																																															
	主要な構造材	別表イ設-15【三原燃第20-0695号】																																																																															
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>																																																																															
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)																																																																															
	その他の性能	—																																																																															
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液																																																																															
	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																															
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。																																																																															
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																															
設備・機器名称	[54] 固液分離設備 遠心分離機(固液分離用)																																																																																
設置場所	(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室																																																																																
機器名	固液分離設備 遠心分離機(固液分離用) (1) 遠心分離機(固液分離用)(1) (2) 遠心分離機(固液分離用)(2)																																																																																
変更内容	(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、遠心分離機及びポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。																																																																																
員数	2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																																
一般仕様	型式	デカンタ型遠心沈降式																																																																															
	主要な構造材	別表イ設-15【三原燃第20-0695号】																																																																															
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>																																																																															
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)																																																																															
	その他の性能	—																																																																															
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液																																																																															
	核燃料物質の臨界防止	[54] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 ボウル 内径 36.0cm 以下、長さ 56.5cm 以下、厚み 1.0cm 以上 固形物側ケーシング 厚み 11.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 200.0cm 以下 清澄液側ケーシング 厚み 14.5cm 以下、幅 62.0cm 以下、長さ 140.0cm 以下 堰高さ 5.0cm 以下 ボロン入りステンレス ボロン含有率 1%以上、厚み 0.4cm 以上、幅 40.0cm 以上、長さ 70.0cm 以上 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[74] 乾燥機ベルト駆動停止インターロック(乾燥機ベルト駆動停止)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[75] 乾燥機 ADU 厚み異常インターロック(ADU 厚み異常)を設置する。 [4.1-設8] スチールベルト上での ADU 形状寸法制限値逸脱防止のために、[77] 乾燥機運転制御機構を設置する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-11) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																															
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。																																																																															

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-17(6次) 仕上りろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {57} 固液分離設備 仕上りろ過機 {58} 固液分離設備 仕上りろ過機異常インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 仕上りろ過機 (1) 仕上りろ過機(1) (2) 仕上りろ過機(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: {58}仕上りろ過機異常インターロックを新設する。
買数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	分離板型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-17【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位: mm)	(1) (2) 
	その他の構成機器	濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)、回転計
	その他の性能	仕上りろ過機遠心力: 約 12000G
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{57} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 6%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-13) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{58}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

追表イ設-17(6次) 仕上りろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {57} 固液分離設備 仕上りろ過機 {58} 固液分離設備 仕上りろ過機異常インターロック
設置場所		(1) 工場棟 転換工場 転換加工室 (2) 工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		固液分離設備 仕上りろ過機 (1) 仕上りろ過機(1) (2) 仕上りろ過機(2)
変更内容		(1) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) (2) 改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ※1: {58}仕上りろ過機異常インターロックを新設する。
買数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	分離板型遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-17【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位: mm)	(1) (2) 
	その他の構成機器	濃縮液配管系統、清澄液配管系統、水配管系統(逆止弁含む)、回転計
	その他の性能	仕上りろ過機遠心力: 約 12000G
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{57} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 6%以下 容 積 30.3L 以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-13) [4.2-設8] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{58}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-44(6次) 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
変更内容		改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。
員数		1基
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

296

変更後

追表イ設-44(6次) 回転混合機(金属容器(粉末)混合) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{122} 混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
設置場所		工場棟 転換工場 転換加工室
機器名		混合設備 回転混合機(金属容器(粉末)混合)
変更内容		改造 ・ 火災対策のため、オイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ <u>落下防止対策のため、容器ホルダを改造する。</u>
員数		1基
一般仕様	型式	容器回転式
	主要な構造材	別表イ設-44【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{122} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%)以下 容器の直径 251mm以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-35) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

296

変更理由

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第 2106016 号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-49(6次) 粉末充填ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[8.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {130}粉末充填ボックス 第1類 粉末充填ボックス部材: [ ] [ ] 粉末充填ボックス取付ボルト: [ ] [ ] 粉末充填ボックス架台部材: [ ] [ ] 粉末充填ボックス架台アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) 含む  濃調設備共通架台※1 第1類 濃調設備共通架台部材: [ ] [ ] 濃調設備共通架台アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) ※1: 濃調設備共通架台 (図イ配-1、図イ設-128) は、複数の設備 ( {127}・{129}・{130}・{133}・{134}・{135}・{138} ) を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する (ピン固定)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (転換加工室:160mm) より高くする。 [12.1-設 7] 漏水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。 [12.1-設 9] 消火水浸入防止機構を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[90-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [90-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ設-49、図イ設-128【三原燃第 20-0895 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 28 条～第 39 条は該当しない。  
凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
[90-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

追表イ設-49(6次) 粉末充填ボックス 仕様表 (2/2)

技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[8.1-設 1] 耐震重要度に応じ分類する。 [8.1-設 2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 {130}粉末充填ボックス 第1類 粉末充填ボックス部材: [ ] [ ] 粉末充填ボックス取付ボルト: [ ] [ ] 粉末充填ボックス架台部材: [ ] [ ] 粉末充填ボックス架台アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) 含む  濃調設備共通架台※1 第1類 濃調設備共通架台部材: [ ] [ ] 濃調設備共通架台アンカーボルト: [ ] [ ] (新規) ※1: 濃調設備共通架台 (図イ配-1、図イ設-128) は、複数の設備 ( {127}・{129}・{130}・{133}・{134}・{135}・{138} ) を設置しており、設置設備共通の耐震評価を実施。
	津波による損傷の防止	-
	外部からの衝撃による損傷の防止	-
	人の不法な侵入等の防止	-
	閉じ込めの機能	[10.1-設 3] 開口部の風速 0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設 4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設 36] ウラン粉末を取り扱うフードボックスを設置する。 [10.1-設 51] 容器取り出し部は開口部のない構造とする。 [10.1-設 53] 大型粉末容器を貯蔵架台に保持する (ピン固定)。
	火災等による損傷の防止	[11.3-設 1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設 2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。
	溢水による損傷の防止	[12.1-設 3] ウランの存在部位を溢水水位 (160mm) より高くする。 [12.1-設 4] 減速度を制限するフードボックスの空気取り入れ口に被水防護カバーを設置する。 [12.1-設 5] ウランは設備・機器内 (フードボックス、容器を含む) で取り扱う。 [12.1-設 6] 空気取り入れ口は臨界評価用区域及び防護区画で想定される何れか高いほうの溢水水位 (転換加工室:160mm) より高くする。 [12.1-設 9] 消火水浸入防止機構を設置する。
	安全避難通路等	-
	安全機能を有する施設	[14.1-設 1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能 (臨界、閉じ込め、遮蔽等) を発揮できる設計とする。 [14.2-設 1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
	材料及び構造	-
	搬送設備	-
	核燃料物質の貯蔵施設	-
	警報設備等	-
	放射線管理施設	-
	廃棄施設	-
	核燃料物質等による汚染の防止	-
	遮蔽	-
	換気設備	-
	非常用電源設備	-
	通信連絡設備	-
	その他事業許可で求める仕様	[90-設 1] Sクラスに属する施設に求められる地震力 (1G程度) に対して十分な強度を有するよう、第1類の設備・機器に対しては水平地震力が 1.0G で弾性範囲となる設計とする。 [90-設 3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。
	添付図	図イ配-1、図イ設-49、図イ設-128【三原燃第 20-0895 号】

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第 28 条～第 39 条は該当しない。  
凡例 ( ) 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
[ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
(例) [4.1-設 1] は、加工施設の技術基準第 4 条第 1 項に対する設計番号 設 1 を示す。  
[90-設 1] は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設 1 を示す。

本申請の対象に下線を付し示す。その他の事項については原規規発第 2102254 号で認可済み。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-50(6次) 粉末抽出しボックス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	{131} 濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパンを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引抽出し式
	主要な構造材	別表イ設-50【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{131} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-41) <u>[4.2-設8]工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

308

変更後

追表イ設-50(6次) 粉末抽出しボックス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	{131} 濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末抽出しボックス	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパンを設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	吸引抽出し式
	主要な構造材	別表イ設-50【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	{131} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-41) <u>[4.2-設8]工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

308

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-53(6次) バグフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	(135) 濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、プロフにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	織布ろ過式
	主要な構造材	別表イ設-53【三原燃第20-0885号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、(プロフ含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[135] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.7cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-43) <u>[4.2-設8]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

314

変更後

追表イ設-53(6次) バグフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	(135) 濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バグフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・火災対策のため、プロフにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	織布ろ過式
	主要な構造材	別表イ設-53【三原燃第20-0885号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、(プロフ含む)
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	[135] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 厚み 12.7cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-43) <u>[4.2-設8]工場棟領域に設置する。</u> 第2核燃料倉庫領域のユニットより必要離隔距離以上離れた位置に配置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

314

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-55(6次) バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	(137) 濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 ・ 他設備の補強干渉回避のため、配置を見直す。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-55【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率: 99.9%
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	- (UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{137} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-45) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

318

変更後

追表イ設-55(6次) バックアップフィルタ(粉末輸送装置①) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成28年11月1日付)
	設備・機器名称	(137) 濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 バックアップフィルタ(粉末輸送装置①)	
変更内容	改造 ・ 臨界管理強化のため、核的制限値を設定する。 ・ 他設備の補強干渉回避のため、配置を見直す。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	高性能フィルタ式
	主要な構造材	別表イ設-55【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	捕集効率: 99.9%
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	- (UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{137} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.1-設2] ウランが流入する恐れがある設備・機器に対して核的制限値を設定する。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-45) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

318

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-59(6次) 粉末輸送装置①ホッパ部② 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{143} 濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部② {144} 濃縮度混合設備 フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部②	
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	吸引式空気輸送
	主要な構造材	別表イ設-58【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、造粒設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{143} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 28.0cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-48) [4.2-設8]工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

326

変更後

追表イ設-59(6次) 粉末輸送装置①ホッパ部② 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{143} 濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部② {144} 濃縮度混合設備 フードボックス(粉末輸送装置①ホッパ部②)
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	濃縮度混合設備 粉末輸送装置①ホッパ部②	
変更内容	改造 ・ 耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・ 耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	吸引式空気輸送
	主要な構造材	別表イ設-58【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	酸化ウラン粉末配管系統、排気配管系統、造粒設備共通架台
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{143} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 直径 28.0cm以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.8%)以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-48) [4.2-設8]工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

326

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-71(6次) 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{166} ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	バケット式
	主要な構造材	別表イ設-71【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統(ポンプ含む)、排気配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{166} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心ろ過機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 {(158)・(159)・(161)・(166)・(167)のウラン取扱量合計で質量制限} (溶解液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-60、図臨転-109) <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

350

変更後

追表イ設-71(6次) 遠心ろ過機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	{166} ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	ウラン回収設備(第1系列) 遠心ろ過機	
変更内容	改造 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・臨界管理強化のため、核的制限値を変更する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	バケット式
	主要な構造材	別表イ設-71【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	硝酸ウラニル配管系統(ポンプ含む)、排気配管系統
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> (NO <sub>3</sub> ) <sub>2</sub> 溶液、(U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末)
	核燃料物質の臨界防止	{166} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心ろ過機) 濃縮度 5%以下 質量 17.5kgU 以下 {(158)・(159)・(161)・(166)・(167)のウラン取扱量合計で質量制限} (溶解液受槽ポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 26.8L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器に対して全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-60、図臨転-109) <u>[4.2-設6]工場棟領域に設置する。</u>
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。

350

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表イ設-107(6次) 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {225} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機 {228} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 火災対策のため、遠心分離機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ※1:{228}遠心分離機異常インターロックを新設する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-107【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力:約2500G
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{225} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心分離機) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 (ADU ケーキポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-89) [4.2-設8]工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{228}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

424

変更後

追表イ設-107(6次) 遠心分離機 仕様表 (1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) {225} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機 {228} ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機異常インターロック
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室	
機器名	ウラン回収設備(第2系列) 遠心分離機	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、インターロックを新設する。(※1) ・ 火災対策のため、遠心分離機にオイルパンを設置する。 ・ 臨界管理強化のため、ポンプに核的制限値を設定する。 ※1:{228}遠心分離機異常インターロックを新設する。	
買数	1基	
一般仕様	型式	遠心沈降式
	主要な構造材	別表イ設-107【三原燃第20-0895号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	ADU ケーキ配管系統(ポンプ含む)、ろ液配管系統、回転計
	その他の性能	遠心分離機遠心力:約2500G
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	ADU スラリー、ADU ケーキ、 $UO_2(NO_3)_2$ 溶液
	核燃料物質の臨界防止	{225} [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 (遠心分離機) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 (ADU ケーキポンプ) 濃縮度 5%以下 容積 30.3L 以下 [4.1-設5] ウラン溶液の温度上昇(100℃以下)に対して核的制限値(形状寸法)を維持する材料を使用する。 [4.1-設7] ウラン溶液を取り扱う設備・機器は全濃度で未臨界とする。 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-89) [4.2-設8]工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。{228}異常インターロック(回転計)は耐震強度を有する十分な支持特性を有する設備に設置する。

424

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

追表イ設-121(6次) 回転混合機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(245) ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 (246) ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) (247) ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	(245)・(246) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

追表イ設-121(6次) 回転混合機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(245) ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機 (246) ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(粉末投入用)(回転混合機) (247) ウラン回収設備(第3系列) フードボックス(回転混合機)
設置場所	付属建物 除染室・分析室 作業室(2)	
機器名	ウラン回収設備(第3系列) 回転混合機	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、掘付部を改造する。 ・被水に対する臨界管理強化のため、被水防護カバーを設置する。 ・火災対策のため、減速機にオイルパン及び遮熱板を設置する。 ・臨界防止のため消火水侵入防止機構を追加する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	回転揺動式
	主要な構造材	別表イ設-121【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	減速機
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末
	核燃料物質の臨界防止	(245)・(246) [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 質量 1,500kgU 以下 減速度 H/U=0.5(含水率1.6%) 以下 [4.2-設1] ウランの使用は、その形状寸法及び位置について立体角法により安全であることが確認された配置に固定する。 (図臨配-2、図臨転-99) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物 除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[545] 劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用)
設置場所	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	
機器名	劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用) (1) 保管容器(1) (2) 保管容器(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 15基 (2) 22基	
一般仕様	型式	円筒床置き
	主要な構造材	別表へ設-12
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、ADU粉末、UO <sub>2</sub> -ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	-

938

変更後

表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[545] 劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用)
設置場所	付属建物 劣化・天然ウラン倉庫	
機器名	劣化・天然ウラン貯蔵設備 保管容器(劣化・天然ウラン用) (1) 保管容器(1) (2) 保管容器(2)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 変更なし	
員数	1式 (1) 25基 (2) 22基	
一般仕様	型式	円筒床置き
	主要な構造材	別表へ設-12
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> 粉末、U <sub>3</sub> O <sub>8</sub> 粉末、ADU粉末、UO <sub>2</sub> -ペレット
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	-

938

変更理由

員数の記載を適正化するため。なお、本変更は員数に関する変更であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(2/2)

地震による損傷の防止	-
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン( )を介した構造とする。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(フォークリフト爪差込溝)(保管容器(1))
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
溢水による損傷の防止	-
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所及び移動範囲の通常時及び設計基準事故時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設2] 最大貯蔵量: 40,000 kg U (保管容器(1)×15基、保管容器(2)×22基)
添付図	図へ配-3、図へ配-5、図へ設-12

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

939

表へ設-12 保管容器(劣化・天然ウラン用) 仕様表(2/2)

地震による損傷の防止	-
津波による損傷の防止	-
外部からの衝撃による損傷の防止	[8.2-設4] 外部火災及び爆発の影響を受けないルートを搬送する(図へ配-5)。
人の不法な侵入等の防止	-
閉じ込めの機能	[10.1-設2] 容器蓋はパッキン( )を介した構造とする。 [10.1-設5] 核燃料物質の落下を防止する(フォークリフト爪差込溝)(保管容器(1))
火災等による損傷の防止	[11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設5] 容器は金属製とする。
溢水による損傷の防止	-
安全避難通路等	-
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所及び移動範囲の通常時及び設計基準事故時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。
材料及び構造	-
搬送設備	-
核燃料物質の貯蔵施設	-
警報設備等	-
放射線管理施設	-
廃棄施設	-
核燃料物質等による汚染の防止	-
遮蔽	-
換気設備	-
非常用電源設備	-
通信連絡設備	-
その他事業許可で求める仕様	[99-設2] 最大貯蔵量: 40,000 kg U (保管容器(1)×25基、保管容器(2)×22基)
添付図	図へ配-3、図へ配-5、図へ設-12

注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。  
 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。  
 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。  
 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。  
 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。

939

員数の記載を適正化するため。なお、本変更は員数に関する変更であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)		変更後	変更理由																																																																								
<p style="text-align: center;">追表へ設-38 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>[558] UO<sub>2</sub>ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">UO<sub>2</sub>ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1式 (1) 10基 (2) 110基 (3) 26基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>ローラーコンベア式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>ペレットトレイ</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO<sub>2</sub>ペレット</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table>		事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称	[558] UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚		設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室		機器名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)		変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。		員数	1式 (1) 10基 (2) 110基 (3) 26基		一般仕様	型式	ローラーコンベア式	主要な構造材	別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>	その他の構成機器	ペレットトレイ	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット	核燃料物質の臨界防止	[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	<p style="text-align: center;">追表へ設-38 (6次) 仕上りペレット貯蔵棚 仕様表 (1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td>設備・機器名称</td> <td>[558] UO<sub>2</sub>ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚</td> <td></td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">UO<sub>2</sub>ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1式 (1) 10基 (2) <del>110</del> 88基 (3) <del>26</del> 49基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>ローラーコンベア式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>ペレットトレイ</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">技術基準に基づく設計(注)</td> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td>UO<sub>2</sub>ペレット</td> </tr> <tr> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)	設備・機器名称	[558] UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚		設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室		機器名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)		変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。		員数	1式 (1) 10基 (2) <del>110</del> 88基 (3) <del>26</del> 49基		一般仕様	型式	ローラーコンベア式	主要な構造材	別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>	その他の構成機器	ペレットトレイ	その他の性能	-	技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット	核燃料物質の臨界防止	[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	<p>員数の記載を適正化するため。なお、本変更は員数に関する変更であり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																									
設備・機器名称	[558] UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚																																																																										
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室																																																																										
機器名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)																																																																										
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。																																																																										
員数	1式 (1) 10基 (2) 110基 (3) 26基																																																																										
一般仕様	型式	ローラーコンベア式																																																																									
	主要な構造材	別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】																																																																									
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>																																																																									
	その他の構成機器	ペレットトレイ																																																																									
	その他の性能	-																																																																									
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット																																																																									
	核燃料物質の臨界防止	[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																									
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。																																																																									
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																									
設備・機器名称	[558] UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚																																																																										
設置場所	(1) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (2) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室 (3) 工場棟 成型工場 ペレット貯蔵室																																																																										
機器名	UO <sub>2</sub> ペレット貯蔵設備 仕上りペレット貯蔵棚 (1) 仕上りペレット貯蔵棚架台(1)~(10) (2) 仕上りペレット貯蔵棚(前期型) (3) 仕上りペレット貯蔵棚(後期型)																																																																										
変更内容	(1) 改造 ・耐震補強のため、既設を撤去し、改造した機器を新設する。 (2) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。 (3) 改造 ・耐震性向上のための積載防止板を設置する。 ・転倒防止のための転倒防止凸部を設置する。																																																																										
員数	1式 (1) 10基 (2) <del>110</del> 88基 (3) <del>26</del> 49基																																																																										
一般仕様	型式	ローラーコンベア式																																																																									
	主要な構造材	別表へ設-38【三原燃 第20-0695号】																																																																									
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>																																																																									
	その他の構成機器	ペレットトレイ																																																																									
	その他の性能	-																																																																									
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	UO <sub>2</sub> ペレット																																																																									
	核燃料物質の臨界防止	[558] [4.1-設1] 核的制限値を設定する。 濃縮度 5%以下 収納部厚み 10.7cm以下 中性子遮蔽板を設置 中性子遮蔽板を含む臨界評価上の設計仕様については、図へ設-38 参照 [4.2-設1] 貯蔵棚単体の臨界安全性を臨界計算コードで確認した後、立体角法により安全であることが確認された位置に貯蔵棚を固定する。 (図臨配-3、図臨成-109) [4.2-設6] 工場棟領域に設置する。																																																																									
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟成型工場の土間コンクリートに設置する。																																																																									

1115

1115

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表ト設-液15 測定室回収ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(750) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 測定室回収ピット (751) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 測定室	
機器名	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、集水槽(測定室)の据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: (751) 液位高警報設備を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	測定室回収ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽(測定室): 円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設-液15
	寸法(単位:mm)	測定室回収ピット: 集水槽(測定室):
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	測定室回収ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ○ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上 地盤種類: 地表近くのローム層  集水槽(測定室) [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の測定室回収ピットの底版に設置する。(751) 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1345

変更後

表ト設-液15 測定室回収ピット 仕様表 (1/3)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(750) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 測定室回収ピット (751) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(3)) 液位高警報設備
設置場所	付属建物 シリンダ洗浄棟 測定室	
機器名	廃液処理設備(3) 測定室回収ピット	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、集水槽(測定室)の据付部を改造する。 ・耐震性向上のため、配管系統を改造する。 ・閉じ込め性強化のため、警報設備を改造する。(※1) ※1: (751) 液位高警報設備を改造する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	測定室回収ピット: 鉄筋コンクリート造 集水槽(測定室): 円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設-液15
	寸法(単位:mm)	測定室回収ピット: 集水槽(測定室):
	その他の構成機器	配管系統、液位計
	その他の性能	有効容積: 約 <input type="text"/> L
	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	測定室回収ピット [5.1-建1] 安全機能を有する施設を設置する建物・構築物は、自重及び通常時の荷重等に加え、耐震重要度分類の各分類に応じて算定する地震力が作用した場合においても、十分な支持性能を有する地盤に設置する。 ○ 支持方法 十分な支持性能を有する支持地盤で直接支持 ○ 支持地盤 支持性能: 長期許容応力度 50kN/m <sup>2</sup> 以上、短期許容応力度 100kN/m <sup>2</sup> 以上 地盤種類: 地表近くのローム層  集水槽(測定室) [5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物シリンダ洗浄棟の測定室回収ピットの底版に設置する。(751) 液位高警報設備は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1345

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由					
<p style="text-align: center;">表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: SS400、M16×20本 : SWCH、M16×2本(新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <p style="text-align: center;">表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> </td> </tr> </table> </td> <td data-bbox="2427 283 2772 1894"> <p>仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: SS400、M16×20本 : SWCH、M16×2本(新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>		<p style="text-align: center;">表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>	<p>仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: SS400、M16×20本 : SWCH、M16×2本(新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>						
	<p style="text-align: center;">表ト設一固8 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス 仕様表 (2/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; vertical-align: top;">技術基準に基づく設計(注)</td> <td> <p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p> </td> </tr> </table>	技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>	<p>仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>			
技術基準に基づく設計(注)	<p>地震による損傷の防止</p> <p>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 [799] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス※1 第2類 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚部材: [ ] 高性能エアフィルタ用廃棄物プレス支持脚アンカーボルト: [ ] ※1: 耐震評価は機器構造を踏まえて支持脚を対象に実施。 コンベア部材: [ ] コンベアアンカーボルト: [ ] リフト部材: [ ] リフト取付ボルト: [ ] リフト架台部材: [ ] リフト架台アンカーボルト: [ ](新規) 帯鋸部材: (高剛性のためボルト評価で代表) 帯鋸アンカーボルト: [ ] (800) フードボックス 第2類 部材: [ ] アンカーボルト: [ ](新規) 取付ボルト: [ ](新規)</p> <p>津波による損傷の防止</p> <p>外部からの衝撃による損傷の防止</p> <p>人の不法な侵入等の防止</p> <p>閉じ込めの機能</p> <p>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</p> <p>火災等による損傷の防止</p> <p>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。 [11.3-設4] オイルパン及び遮熱板を設置する。</p> <p>溢水による損傷の防止</p> <p>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</p> <p>安全避難通路等</p> <p>安全機能を有する施設</p> <p>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</p> <p>材料及び構造</p> <p>搬送設備</p> <p>核燃料物質の貯蔵施設</p> <p>警報設備等</p> <p>放射線管理施設</p> <p>廃棄施設</p> <p>核燃料物質等による汚染の防止</p> <p>遮蔽</p> <p>換気設備</p> <p>非常用電源設備</p> <p>通信連絡設備</p> <p>その他事業許可で求める仕様</p> <p>[99-設3] F3 竜巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3 竜巻に耐えるようボルトで固定する。 図ト配一固1、図ト設一固8</p> <p>添付図</p> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字: 事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字: 加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>						

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																																										
<p style="text-align: center;">表ト設一固9 破砕機 仕様表 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td>地震による損傷の防止</td> <td>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。</td> </tr> <tr><td>津波による損傷の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>外部からの衝撃による損傷の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>人の不法な侵入等の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>閉じ込めの機能</td><td>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</td></tr> <tr><td>火災等による損傷の防止</td><td>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td></tr> <tr><td>溢水による損傷の防止</td><td>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td></tr> <tr><td>安全避難通路等</td><td>-</td></tr> <tr><td>安全機能を有する施設</td><td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</td></tr> <tr><td>材料及び構造</td><td>-</td></tr> <tr><td>搬送設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質の貯蔵施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>警報設備等</td><td>-</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>廃棄施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質等による汚染の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>遮蔽</td><td>-</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>通信連絡設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他事業許可で求める仕様</td><td>[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。</td></tr> <tr><td>添付図</td><td>図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28</td></tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>	技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	津波による損傷の防止	-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	人の不法な侵入等の防止	-	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	安全避難通路等	-	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。	材料及び構造	-	搬送設備	-	核燃料物質の貯蔵施設	-	警報設備等	-	放射線管理施設	-	廃棄施設	-	核燃料物質等による汚染の防止	-	遮蔽	-	換気設備	-	非常用電源設備	-	通信連絡設備	-	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	添付図	図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28	<p style="text-align: center;">表ト設一固9 破砕機 仕様表 (2/2)</p> <table border="1"> <tr> <td style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td>地震による損傷の防止</td> <td>[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。</td> </tr> <tr><td>津波による損傷の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>外部からの衝撃による損傷の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>人の不法な侵入等の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>閉じ込めの機能</td><td>[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。</td></tr> <tr><td>火災等による損傷の防止</td><td>[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。</td></tr> <tr><td>溢水による損傷の防止</td><td>[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。</td></tr> <tr><td>安全避難通路等</td><td>-</td></tr> <tr><td>安全機能を有する施設</td><td>[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。</td></tr> <tr><td>材料及び構造</td><td>-</td></tr> <tr><td>搬送設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質の貯蔵施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>警報設備等</td><td>-</td></tr> <tr><td>放射線管理施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>廃棄施設</td><td>-</td></tr> <tr><td>核燃料物質等による汚染の防止</td><td>-</td></tr> <tr><td>遮蔽</td><td>-</td></tr> <tr><td>換気設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>非常用電源設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>通信連絡設備</td><td>-</td></tr> <tr><td>その他事業許可で求める仕様</td><td>[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。</td></tr> <tr><td>添付図</td><td>図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28</td></tr> </table> <p>注 加工施設の技術基準に関する規則第三章 重大事故等対処施設 第26条～第39条は該当しない。 凡例 [ ] 内に示す数字：事業許可の「表 安全機能を有する施設の安全機能一覧」における該当機器の番号を示す。 [ ] 内に示す数字：加工施設の技術基準の条番号、項番号、及び設計番号、又はその他事業許可で求める仕様に関する設計番号を示す。 (例) [4.1-設1]は、加工施設の技術基準第4条第1項に対する設計番号 設1を示す。 [99-設1]は、その他事業許可で求める仕様に関する設計番号 設1を示す。</p>	技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。	津波による損傷の防止	-	外部からの衝撃による損傷の防止	-	人の不法な侵入等の防止	-	閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。	火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。	溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。	安全避難通路等	-	安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。	材料及び構造	-	搬送設備	-	核燃料物質の貯蔵施設	-	警報設備等	-	放射線管理施設	-	廃棄施設	-	核燃料物質等による汚染の防止	-	遮蔽	-	換気設備	-	非常用電源設備	-	通信連絡設備	-	その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。	添付図	図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28	<p>仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。																																																																																										
津波による損傷の防止	-																																																																																											
外部からの衝撃による損傷の防止	-																																																																																											
人の不法な侵入等の防止	-																																																																																											
閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。																																																																																											
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																											
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																											
安全避難通路等	-																																																																																											
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。																																																																																											
材料及び構造	-																																																																																											
搬送設備	-																																																																																											
核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																											
警報設備等	-																																																																																											
放射線管理施設	-																																																																																											
廃棄施設	-																																																																																											
核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																																											
遮蔽	-																																																																																											
換気設備	-																																																																																											
非常用電源設備	-																																																																																											
通信連絡設備	-																																																																																											
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。																																																																																											
添付図	図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28																																																																																											
技術基準に基づく設計 (注)	地震による損傷の防止	[6.1-設1] 耐震重要度に応じ分類する。 (801)破砕機：耐震重要度分類第3類 (802)フードボックス：耐震重要度分類第2類 [6.1-設2] 地震力に耐える強度を有する部材を使用し、ボルトで固定する。 (802)フードボックス 第2類 フードボックス(破砕機)部材： [ ] フードボックス(破砕機)取付ボルト： [ ] 破砕機架台部材： [ ] 破砕機架台アンカーボルト： [ ] (新規)  投入機カバー部材： [ ] 投入機カバーアンカーボルト： [ ] [6.1-設7] 耐震重要度分類が上位の地震力が作用しても、上位の分類に属する設備・機器が波及的破損を生じない設計とする。																																																																																										
津波による損傷の防止	-																																																																																											
外部からの衝撃による損傷の防止	-																																																																																											
人の不法な侵入等の防止	-																																																																																											
閉じ込めの機能	[10.1-設3] 開口部の風速0.5 m/秒以上を維持する。 [10.1-設4] 排気は局所排気系統に接続する。 [10.1-設36] 放射性固体廃棄物を取り扱うフードボックスを設置する。																																																																																											
火災等による損傷の防止	[11.3-設1] フードボックスパネルには難燃性材料を使用する。 [11.3-設2] 主要な構造材には不燃性材料を使用する。																																																																																											
溢水による損傷の防止	[12.1-設7] 被水又は浸水による電気火災防止のため、配線用遮断器を設置する。																																																																																											
安全避難通路等	-																																																																																											
安全機能を有する施設	[14.1-設1] 設置場所の通常時及び設計基準事故発生時に想定される温湿度状態、圧力及び放射線環境下において、必要な安全機能(臨界、閉じ込め、遮蔽等)を発揮できる設計とする。 [14.2-設1] 検査又は試験及び保守又は修理ができ、作業者の立入が容易な場所に設置する。 [14.4-設1] 使用施設で発生する放射性固体廃棄物は、加工施設と同様に200Lドラム缶に収納して管理する。これにより共用によって、その安全性を損なうことはない。																																																																																											
材料及び構造	-																																																																																											
搬送設備	-																																																																																											
核燃料物質の貯蔵施設	-																																																																																											
警報設備等	-																																																																																											
放射線管理施設	-																																																																																											
廃棄施設	-																																																																																											
核燃料物質等による汚染の防止	-																																																																																											
遮蔽	-																																																																																											
換気設備	-																																																																																											
非常用電源設備	-																																																																																											
通信連絡設備	-																																																																																											
その他事業許可で求める仕様	[99-設3] F3電巻による建物の屋根損傷を考慮し、F3電巻に耐えるようワイヤ・ボルトで固定する。																																																																																											
添付図	図ト配一固1、図ト設一固9、図ト設一固28																																																																																											

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

変更後

変更理由

表ト設一固11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[804] 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) ドラム缶用廃棄物プレス
設置場所	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	
機器名	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・火災対策のため、油圧ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固11
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。	

表ト設一固11 ドラム缶用廃棄物プレス 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	[804] 固体廃棄物の廃棄設備(固体廃棄物処理設備) ドラム缶用廃棄物プレス
設置場所	放射線管理棟 廃棄物缶詰室	
機器名	固体廃棄物処理設備 ドラム缶用廃棄物プレス	
変更内容	改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 ・火災対策のため、油圧ポンプにオイルパン及び遮熱板を設置する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	油圧式
	主要な構造材	別表ト設一固11
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。	

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

1374

1374

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。



変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表ト設一固18 乾燥機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[813] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 乾燥機	
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 乾燥機 (1) 乾燥機(1) (2) 乾燥機(2) (3) 乾燥機(3)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
員数	3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	強制送風循環式
	主要な構造材	別表ト設一固18
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	最高使用温度:(1)230℃、(2)200℃、(3)240℃
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

1389

変更後

表ト設一固18 乾燥機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
設備・機器名称	[813] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 乾燥機	
設置場所	(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (3) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	
機器名	除染設備 乾燥機 (1) 乾燥機(1) (2) 乾燥機(2) (3) 乾燥機(3)	
変更内容	(1) 変更なし (2) 改造 ・耐震補強のため、据付部を改造する。 (3) 改造 ・耐震補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	
員数	3基 (1) 1基 (2) 1基 (3) 1基	
一般仕様	型式	強制送風循環式
	主要な構造材	別表ト設一固18
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/> (3) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	最高使用温度:(1)230℃、(2)200℃、(3)240℃
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。

1389

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																										
<p style="text-align: center;">表ト設一固19 プラスト装置 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付)</td> <td style="width: 75%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td></td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>微粒子噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一固19</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) [ ] (2) [ ]</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td></td> <td>固体廃棄物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1391</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置	設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)	変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	員数		2基 (1) 1基 (2) 1基	一般仕様	型式	微粒子噴霧式	主要な構造材	別表ト設一固19	寸法(単位:mm)	(1) [ ] (2) [ ]	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。	<p style="text-align: center;">表ト設一固19 プラスト装置 仕様表 (1/2)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">事業許可との対応</td> <td style="width: 15%;">許可番号(日付)</td> <td style="width: 75%;">原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td></td> <td>(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td></td> <td>除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td></td> <td>(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td></td> <td>2基 (1) 1基 (2) 1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>微粒子噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一固19</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td>(1) [ ] (2) [ ]</td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td></td> <td>固体廃棄物</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">技術基準に基づく設計 (注)</td> <td>核燃料物質の臨界防止</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>安全機能を有する施設の地盤</td> <td>[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1391</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置	設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)	機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)	変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。	員数		2基 (1) 1基 (2) 1基	一般仕様	型式	微粒子噴霧式	主要な構造材	別表ト設一固19	寸法(単位:mm)	(1) [ ] (2) [ ]	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機	その他の性能	-	取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物	技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。	<p>仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
	設備・機器名称	[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置																																																																										
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)																																																																										
機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)																																																																										
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。																																																																										
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																										
一般仕様	型式	微粒子噴霧式																																																																										
	主要な構造材	別表ト設一固19																																																																										
	寸法(単位:mm)	(1) [ ] (2) [ ]																																																																										
	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機																																																																										
	その他の性能	-																																																																										
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物																																																																										
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。																																																																										
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																										
	設備・機器名称	[814] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) プラスト装置																																																																										
設置場所		(1) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2) (2) 付属建物 除染室・分析室 除染室(2)																																																																										
機器名		除染設備 プラスト装置 (1) プラスト装置(1) (2) プラスト装置(2)																																																																										
変更内容		(1) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 (2) 改造 ・ 閉じ込め性強化のため、逆止弁を新設する。 ・ 耐電巻補強のため、部材を追加し、据付部を改造する。																																																																										
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基																																																																										
一般仕様	型式	微粒子噴霧式																																																																										
	主要な構造材	別表ト設一固19																																																																										
	寸法(単位:mm)	(1) [ ] (2) [ ]																																																																										
	その他の構成機器	配管系統(逆止弁含む)、サイクロン、集塵機																																																																										
	その他の性能	-																																																																										
取扱う核燃料物質の状態		固体廃棄物																																																																										
技術基準に基づく設計 (注)	核燃料物質の臨界防止	-																																																																										
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された付属建物除染室・分析室の土間コンクリートに設置する。																																																																										

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

表ト設一固22 切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [817] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 切断機
設置場所		(1) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室 (2) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		除染設備 切断機 (1) 切断機(1) (2) 切断機(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパンを設置する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	バンド切断式
	主要な構造材	別表ト設一固22
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

1397

変更後

表ト設一固22 切断機 仕様表 (1/2)

事業許可との 対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [817] 固体廃棄物の廃棄設備(除染設備) 切断機
設置場所		(1) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室 (2) 放射線管理棟 廃棄物缶詰室
機器名		除染設備 切断機 (1) 切断機(1) (2) 切断機(2)
変更内容		(1) 変更なし (2) 改造 ・ 火災対策のため、オイルパンを設置する。
員数		2基 (1) 1基 (2) 1基
一般仕様	型式	バンド切断式
	主要な構造材	別表ト設一固22
	寸法(単位:mm)	(1) <input type="text"/> (2) <input type="text"/>
	その他の構成機器	-
	その他の性能	-
	取扱う核燃料物質の状態	固体廃棄物
技術基準に基づく設計(注)	核燃料物質の臨界防止	-
	安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された放射線管理棟の土間コンクリートに設置する。

1397

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)	変更後	変更理由																																																																
<p>追表ト設一気22(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。</td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>液噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一気22</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>最高使用温度:70℃</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">気体廃棄物</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1494</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))		変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。		員数	1基		一般仕様	型式	液噴霧式	主要な構造材	別表ト設一気22	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水	その他の性能	最高使用温度:70℃	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物		<p>追表ト設一気22(6次) 気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統) 仕様表(1/2)</p> <table border="1"> <tr> <td>事業許可との対応</td> <td>許可番号(日付)</td> <td>原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>設備・機器名称</td> <td>{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)</td> </tr> <tr> <td>設置場所</td> <td colspan="2">工場棟 転換工場 チェックタンク室</td> </tr> <tr> <td>機器名</td> <td colspan="2">気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))</td> </tr> <tr> <td>変更内容</td> <td colspan="2">改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u></td> </tr> <tr> <td>員数</td> <td colspan="2">1基</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">一般仕様</td> <td>型式</td> <td>液噴霧式</td> </tr> <tr> <td>主要な構造材</td> <td>別表ト設一気22</td> </tr> <tr> <td>寸法(単位:mm)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他の構成機器</td> <td>循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水</td> </tr> <tr> <td>その他の性能</td> <td>最高使用温度:70℃</td> </tr> <tr> <td>取扱う核燃料物質の状態</td> <td colspan="2">気体廃棄物</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">1494</p>	事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)		設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)	設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室		機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))		変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u>		員数	1基		一般仕様	型式	液噴霧式	主要な構造材	別表ト設一気22	寸法(単位:mm)		その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水	その他の性能	最高使用温度:70℃	取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物		<p>変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)																																																																
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																																	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))																																																																	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。																																																																	
員数	1基																																																																	
一般仕様	型式	液噴霧式																																																																
	主要な構造材	別表ト設一気22																																																																
	寸法(単位:mm)																																																																	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水																																																																
	その他の性能	最高使用温度:70℃																																																																
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物																																																																	
事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)																																																																
	設備・機器名称	{608} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) 気体廃棄設備(1) {634} 気体廃棄物の廃棄設備(気体廃棄設備(1)) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)																																																																
設置場所	工場棟 転換工場 チェックタンク室																																																																	
機器名	気体廃棄設備(1) スクラバ(ウラン回収第2系列系統)(チェックタンク室局所排気系統(2))																																																																	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、スクラバ本体に金属カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u>																																																																	
員数	1基																																																																	
一般仕様	型式	液噴霧式																																																																
	主要な構造材	別表ト設一気22																																																																
	寸法(単位:mm)																																																																	
	その他の構成機器	循環液配管系統(ポンプ・弁類) *循環液は工業用水																																																																
	その他の性能	最高使用温度:70℃																																																																
取扱う核燃料物質の状態	気体廃棄物																																																																	

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可) 変更後 変更理由

追表ト設一液10(6次) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(725) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) (726) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) *1: (726) 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液10【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。(726) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1528

追表ト設一液10(6次) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付)	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付)
	設備・機器名称	(725) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統) (726) 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(1)) 液位高警報設備
設置場所	工場棟 転換工場 転換加工室	
機器名	廃液処理設備(1) 廃液貯槽(ウラン回収(第1系列)系統)	
変更内容	改造 ・ 火災対策のため、延焼防止用の金属製カバーを設置する。 ・ <u>耐震補強のため、据付部を改造する。</u> ・ 閉じ込め性強化のため、警報設備を新設する。(※1) *1: (726) 液位高警報設備を新設する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	円筒縦型
	主要な構造材	別表ト設一液10【三原燃第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	廃液配管系統(ポンプ含む)、液位計
	その他の性能	有効容積:
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤		[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された工場棟転換工場の土間コンクリートに設置する。(726) 液位高警報設備(液位計)は耐震強度を有し十分な支持性能を有する設備に設置する。

1528

変更内容の記載を適正化するため。なお、本変更は変更内容の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第2106016号にて認可)

追表ト設一液13(6次)ろ過機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [756] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4))ろ過機
設置場所	加工棟 成型工場 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(4)ろ過機	
変更内容	改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液13【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

1534

変更後

追表ト設一液13(6次)ろ過機 仕様表(1/2)

事業許可との対応	許可番号(日付) 設備・機器名称	原規規発第1711011号(平成29年11月1日付) [756] 液体廃棄物の廃棄設備(廃液処理設備(4))ろ過機
設置場所	加工棟 成型工場 廃液処理室	
機器名	廃液処理設備(4)ろ過機	
変更内容	改造 ・耐腐食性向上のため、槽内面に耐腐食性塗料を塗布する。	
員数	1基	
一般仕様	型式	水平多段ろ過式
	主要な構造材	別表ト設一液13【三原燃 第20-0695号】
	寸法(単位:mm)	
	その他の構成機器	配管系統、逆止弁
	その他の性能	-
技術基準に基づく設計(注)	取扱う核燃料物質の状態	液体廃棄物
	核燃料物質の臨界防止	-
安全機能を有する施設の地盤	[5.1-設1] 十分な支持性能を有する基礎及び地盤上に建造された加工棟成型工場の土間コンクリートに設置する。	

1534

変更理由

仕様の記載を適正化するため。なお、本変更は仕様の表記に関するものであり、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。

変更前(令和3年6月1日付 原規規発第 2106016 号にて認可)	変更後	変更理由
<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、付属施設空シリンダ置場、消火設備防火水槽及び可搬消防ポンプの検査の項目を表1-1(1/3)に、検査の方法を表1-3-1~1-3-6に示す。</p> <p>付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/3)に、検査の方法を表1-2-1~1-2-2に示す。</p> <p>放射線管理棟及び防災ルーム等に設置しており、各建物に付随しない非常用通報設備及び自動火災報知設備の検査の項目を表1-1(3/3)に、検査の方法を表1-5に示す。また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッタ、ガラルの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">1721</p>	<p>I-2 検査の項目及び方法</p> <p><u>(添付図面に関する注記)</u></p> <p><u>図面では、床又は壁への設備機器の取り付けに用いるボルトを「アンカーボルト」と称している。めねじ形アンカーの場合は、「アンカーボルト」と称するおねじが検査対象となる。</u></p> <p>1. 各建物に関する検査の項目及び方法</p> <p>今回申請する付属建物第3核燃料倉庫、付属建物劣化・天然ウラン倉庫、排水貯留池、付属施設空シリンダ置場、消火設備防火水槽及び可搬消防ポンプの検査の項目を表1-1(1/3)に、検査の方法を表1-3-1~1-3-6に示す。</p> <p>付属建物第3核燃料倉庫及び付属建物劣化・天然ウラン倉庫の非常用設備の検査の項目を表1-1(2/3)に、検査の方法を表1-2-1~1-2-2に示す。</p> <p>放射線管理棟及び防災ルーム等に設置しており、各建物に付随しない非常用通報設備及び自動火災報知設備の検査の項目を表1-1(3/3)に、検査の方法を表1-5に示す。また、既存建物の杭、鉄筋、コンクリート、鉄骨及び軽量気泡コンクリートの材料、既存建物の鉄扉、シャッタ、ガラルの建具及び建物に関する検査の方法を表1-4に示す。</p> <p style="text-align: center;">1721</p>	<p>検査の項目及び方法の記載を明確化するため。本変更は図面のアンカーボルトの記載と検査対象を明確に対応付けるためのものであり、検査結果に影響せず、適合性評価における影響がなく、加工施設の保全上支障のない変更である。</p>

変更対象を黒文字下線もしくは黒線囲い、変更箇所を赤文字下線もしくは赤線囲いで示す。